

参議院法務委員会会社更生法案等に関する小委員会(第十一回 継続) 会議録第四号

昭和二十六年九月八日(土曜日) 午前
十時二十分開会

本日の会議に付した事件

○会社更生法案(内閣送付)

○委員長(伊藤修吉) ではこれより会社更生法案等に関する小委員会を開きます。昨日に引き続きまして、政府委員の御説明を伺います。本日は第八章から最後まで御説明をお願いいたします。

○説明員(野村新一君) 先ず第八章の御説明をいたします。本章は更生計画認可の要件及びその効果、更生計画の遂行及びその遂行に関する他の法令の規定の特例、更生手続の終結等について規定したものであります。

第二百四十条、更生計画は、関係人集会で可決されると直ちに効力を発生するものではなく、裁判所があとでこれを認可することによつて初めてその効力を生ずるものであります。本条は計画認可後裁判所のなすべき計画認可の裁判につき定めたものであります。和議法等の例に倣つたものであります。第二百四十一条、本条は更生計画認可の要件を規定しております。第一号から第三号まではいわば一般的の要件であり、第四号及び第五号は特別な場合の要件であります。裁判所は可決された計画がこれらの要件を具備しているかどうかを改めて審査し、要件を満たしていることを認めなければ認可の決定をすることができません。たゞ手続上些細な欠陥がある

ような場合で、諸般の事情から見ても計画を認可しないことが不適当と認められるときは、認可の決定ができるようにすることが適正でありますので、第二項の規定を置いたわけであります。第二百四十二条、本条は更生計画案につき同意を得られない組がある場合の規定であります。更生計画案はすべての組においてそれ／＼法定の多数を以て同意が得られた場合に成立するのが原則であります。特殊な場合といたしまして或る組において不同意を唱へたというような場合でも、その組の権利者の権利を本条第一項に掲げるような方法によつて保護するといふことができます。それらの不同意の権利者に事実的不利益を生ずるものではないと認められるので、計画の認可をすることができるといふことになり、それまで進んで来た手続が無駄になることを防ぐことになりました。第一項は計画案を関係人集会の決議に付して、不同意の組があつた場合のことを規定しております。第二項及び第三項は決議前に同意を得られないことが明らかな組がある場合について定めたものであります。これらの組の権利を保護しながら更生計画の成立を容易ならしめようとするのが本条の目的であります。次に第二百四十三条、本条第一項は更生計画認可の決定の言渡し及び公告について定め、第二項は監督行政庁等への通知について定めたものであります。第二百四十四条、本条は更生計画の効力はその認可の決定のときに生じ、その決定

の確定を待つて発生するものでないことを明らかにしたものであります。確定を待つて効力を生ずることといふことは、計画の遂行につき時宜を失する虞れがあるからであります。尤もこの点につきましては立案の過程におきまして、いろいろ議論のあつたところでありましたが、会社更生手続はしばしば／＼申上げましたように、生きた会社を相手にし、その更生を図つて行こうとするのでありますから、時間というものは非常に大切になるわけであり、而も非常に複雑な手続で進んで来ておるものでありますので、一旦認可の決定があつたならば、即時に効力を生ぜしめるということにいたしましたわけでありまして、例えば認可の決定に對して即時抗告があつたような場合でも、それにかかわらず認可の決定のときから効力を生じて、その、従つて更生計画の実施がなされて行く、そういうような立場からいたしましたわけであり、この二百四十四条の認可の決定のときから効力を生ずるといふのは相當重要な規定でございます。次に第二百四十五条、本条は更生計画認可の決定に對する抗告に關して規定をしたものであります。届出をしなかつた更生債権者等には抗告を許さないこととしたいたしました。即時抗告があつても執行停止の効力を生ぜず計画の遂行に影響は与へませんが、特別の場合には抗告裁判所又は更生債権者は計画の遂行の停止、その他必要な処分をすることができるといたしました。なお

これらの事項は特別抗告にも準用することとしたのであります。このようにいたしました前条におきまして更生計画が認可の決定のときから効力を生ずるといふこととの調整を図つておるわけであり、次に二百四十六条、本条は更生計画認可の決定が確定した場合における更生手続の廃止の場合の共益債権の弁済及び更生債権者表等の記載の効力についての規定を準用したものであります。次に二百四十七条、更正計画認可の決定があつたときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は計画の定めに従つて変更され、計画認可の決定が確定すると、更生債権者表等の記載は確定判決と同一の効力が認められることになつていきますので、本条は裁判所書記官が認可決定確定のときに、計画の事項を更生債権者表等に記載しなければならぬことを定めたものであります。

次に二百四十八条、本条は更生計画の効力の及ぶ範囲について規定したものであります。更生手続に参加しない更生債権者、更生担保権者及び株主に對しても効力が及ぶことになりました。第二項は、更生手続は会社の事業の更生をその目的とするものでありますから、計画は会社の保証人その他会社と共に債務を負担する者に対する権利及び会社以外の者が更生債権者等に供した担保には影響を及ぼさない旨を明らかにしたものであります。第二百四十九条、本条は更生債権等の免責等について定めたものであります。この免

責等の効力を認めたのは、更生後の会社の法律関係を明確にし、更生を容易にするためであります。届出がなかつた債権、届出があつても、異議があつた債権等については、会社は認可決定によりその責任を免れることになり、たゞ罰金等の請求権及び租税請求権の一部につき、例外を規定いたしましたのは、罰金等はその性質がこれを許さないからであり、租税等の或るものは免責させることが適当でないからであります。次に二百五十条、本条は更生債権者、更生担保権者及び株主の権利の内容の変更について規定しております。例えば計画において更生債権者に対し、従前の債権に代へ新株式を割当てるとを定めたときは、その者は従前の債権を失ひ、新たに株主として権利を有することになります。

第二項は、株式を目的とする質権の効力が権利の変更により受けるべき金銭等の上及びことを定めたものであります。次に二百五十一条、本条は届出がなく、又届出があつても確定手続を経ない更生債権者、及び更生担保権者は更生計画によつて権利が認められることがないことを定めたものであります。これらの権利者は認可決定がある第二百四十九条の規定によりその権利の全部について免責の効力を受けることになり、認可決定當時に未確定のものも確定すればよいわけであり、この無届の更生債権、更生担保権につきましては、このように或る場

合に質権の効果を附しておるわけでありませんが、この点も立案のときにいろいろ問題にした点でありまして、更生計画を遂行して行く上におきましては、この程度のことは止むを得ないものとしてこのような考え方をとつたわけでありまして。次に第二百五十二条、本条は前条の場合とは逆に更生計画によつて株主権利が認められたときは、届出をしない株主でもその利益にあずかることを定めたものであります。株式についてはその届出の有無によつてこの点に関する取扱を異にするのは適当でないからであります。この点は届出しない更生債権が失権するのに対して、株主は有利な取扱を受けておるわけでありまして、これは株の性質上、このような取扱をしたほうが妥当であると存した次第であります。次に第二百五十三条、本条は更生計画認可決定確定後において計画によつて認められた権利についての更生債権者及び更生担保権者表の記載に、更生計画の効力の及ぶ範囲の者に對し、確定判決と同一の効力を認め、なお手続終結後はこれを債務名義として強制執行することができるとしたものであります。管財人又は更生債権及び更生担保権の調査を行う審査の人があつた場合の会社の異議の有無は問わないことにいたしてあります。権利関係を明確ならしめる趣旨からであります。次に第二百五十四条、本条は更生手続開始によつて中止した手続の事項について規定したものであります。更生計画認可決定後はこれらの手続は存続させる必要がなく、却つてこれを存続させると計画の遂行に支障を来たすからであります。第二項は失効した破産手続に

おける財団債権の取扱について定めたものであります。次に第二百五十五条、本条は更生計画遂行の責任者について定めたものであります。第二項は管財人がなく、会社による遂行が適當でない場合に計画の遂行に當らせるために整理委員を選任することができることにいたしましたものであります。第三項は計画遂行の確定、迅速を期するために管財人等に発起人又は設立委員の職務を行わせることにいたしましたものであり、第四項は調査委員及び管財人に関する規定を整理委員に準用したものであります。第二百五十六条、本条は計画遂行の確定を期するために裁判所に計画遂行の責任者及び計画の効力を受ける者に對し計画の遂行に必要な命令を発する権限を与えたものであります。この命令に違反した者には過料の制裁が規定されております。第二項及び第三項は更に債務の弁済を確保ならしめるために、担保の提供を命ずることができるとい

たしたものであります。次に第二百五十七条、本条は更生手続の進行を容易ならしめることにしたものであります。第二百五十九条、本条は第二百二十七条に對する規定でありまして、更生計画によつて会社の定款を変更し得ることを明らかにしたものであります。第二百六十条、本条は第二百二十八条に對する規定でありまして、会社の取締役、監査役等が更生計画の定めにより、又は計画の定める方法によつて選任、選定又は解任され、その任期又は代表の方法等も計画の定めによつて定まる旨を規定したものであります。第二百六十一条、本条は第二百二十九条に對する規定であり、資本の減少につき商法及び非訟事件手続法の特例を設け、計画遂行の迅速を図つたものであります。次に第二百六十二条及び第二百六十三条、これは第二百三十条に對する規定であり、非訟事件手続法の特例を認め、計画の円滑迅速な遂行を期したものであります。

次に第二百六十四条及び第二百六十五条、これらは第二百三十一条に對する規定でありまして、社債の発行に関する商法、非訟事件手続法及び担保附社債信託法の特例を定めたものであります。次に第二百六十六条、本条は第二百三十二条及び第二百三十三条に對する規定でありまして、合併について商法及び非訟事件手続法の特例を定めたものであります。次に第二百六十七条、及び第二百六十八条、これは第二百三十四条に對する規定であり、新会社の設立に関する商法及び非訟事件手続法の特例を定め、計画の円滑迅速な遂行を図つたものであります。次に第二百六十九条、本条は第二百三十五条に對する規定であり、また、事件手続法の特例を定めたものであります。次に第二百七十条、本条は更生計画の定めにより、新しく会社又は新会社の株主又は社債権者となつた者の失権について定めてあります。即ち、権利者となつてから三年間も株券又は債券の交付を請求しないような者はこれを失権させて、従来の権利関係を整理し、会社又は新会社の更生を容易ならしめようとするものであります。第二項は、株主又は社債権者であつた者が、新株券又は新債券の交付を請求するに、従来の株券又は債券を提出しなればならないことを定め、第三項は、従来の株券又は債券につき公示催告の手続を許すことを明らかにし、第四項は失権の場合における会社の自己株式取得を認めたものであります。第二百七十一条、本条は株主又は社債権者が前条第一項の期間内に従来の株券又は債券を提出できず、而も除権判決もされてない場合における新株券又は新債券交付の便法を認めたものであります。

次に第二百七十二条、本条は更生計画の定めによつて与えられる株式又は社債の引受権は、会社又は新会社に對する関係においても有効に譲渡し得ることを規定いたしましたものであります。第二百七十三条、本条は金融業を営む会社について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一条第二項の規定の適用の特例を認めたものであります。更生計画の定めによる会社又は新会社の株式取得の場合には独占禁止法第十一条第二項の規定は適用せず、ただ一年を超えて株式を所有し

ようとする場合は公正取引委員会の許可を受けるべきものとしたものであります。同条第四項に定める場合と同視すべきものだからであります。第二百七十四条、本条は証券取引法第四条第一項の規定の適用の例外を認めたものであります。証券取引委員会に對し改めて有価証券の募集又は売出に関する届出をなくともよいことにして手続の簡易化を図つたものであります。第二百七十五条、本条は更生計画の遂行につき、工場財団その他の財団又は財団に属する財産の処分制限に関する他の法令の規定の特例を定め、更生計画の遂行に支障なからしめたものであります。第二百七十六条、更生手続につきましては、前に述べた通り、監督行政庁の発言の機会が十分認められておるのであり、許可認可等を要する事項を定めた計画は、行政庁の意見と重要な点で反していないことを計画認可の要件としておりますので、本条は新会社が改めて許可認可等を得なくてもここに掲げる会社の権利義務を当然承継することとしたしまして、新会社の設立を容易ならしめることにいたしましたものであります。次に第二百七十七条、本条は更生手続に関する税法の特例を認めたものであります。第一には新会社の租税債務の承継について定め、第二項は会社の事業年度の特例を定め、第三項は更生手続による会社財産の評価換又は債務の消滅があつた場合の法人税の軽減について定め、第四項は法人税の中間申告等に関する規定の適用の排除について定め、第五項及び第六項は更生手続に関する一定の登記及び登録についての登録税の減免につき定めたものであります。第二百七十

八条、本条は第一項に掲げるものに対する更生手続開始後、新会社が就職するまでの期間の退職手当は会社の計算で支給を受けなければならないこととし、半面、右の期間を新会社の在職期間に算して退職手当を定めることにいたしたもので、新会社設立の場合の退職金の支払関係を調整したものであります。なお更生手続開始前の在職期間についての退職金請求権は更生債権となるので、更生計画においてその支払方法を定めるべきものであります。次に第二百七十九條、更生計画は認可決定後ともよりその変更を許さないのが原則であります。経済事情の変動等によりどうしても変更しなければならぬ場合もなしといたしません。本条はこのような場合に計画の変更を許して、計画の失敗によつて生ずる無駄を省くことができるようにいたしましたものであります。第二項は更生債権者等に不利な影響を及ぼす場合の手続について定め、第三項は認可決定についての効力発生時期及び抗告に関する規定を準用したものであります。第二百八十條、更生計画の確定な遂行を図るために計画の遂行が終了したか又は遂行の見込が確定したときに初めて更生手続終了の決定をすべきものといたしました。本条第一項はその趣旨を明らかにしたものであり、第二項はその旨を監督行政庁等へ通知すべきことを定めたものであります。

次に第九章に移ります。本章は更生手続の廃止につき規定しております。決議に付するに足る更生計画案が提出されないか、又は計画案が可決されないとき、会社が届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務

を完済できることが明らかにしたとき、及び計画認可決定後計画遂行の見込がないことが明らかにしたときは更生手続を執行する必要がないので、手続を廃止すべきことにいたしましたのであります。第二百八十一條、本条は更生計画認可決定前更生計画が成立しなかつた場合につき定めたもので、このような場合には職権で更生手続を廃止しなければならぬものとしました。第二百八十二條、本条は更生計画認可決定前に会社の財産状態が好転して、更生手続を進める必要がなくなつた場合につき定めたものであります。申立により更生手続を廃止すべきものといたしました。第二百八十三條及び第二百八十四條、この二條は二百八十二條の申立があつた場合の手続を規定したものであります。会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に対し意見を述べる機会を与えることにいたしました。第二百八十五條、本条は更生計画認可後、計画遂行の見込がなくなつた場合について定めたものであります。申立又は職権により手続を廃止すべきものとしました。第二百八十六條、本条は前条の規定による更生手続廃止の手続について定めたもので、期日を開き利害関係人の意見を聞くべきものとして手続を慎重にいたしております。第二百八十七條、本条は第二百八十五條の規定による手続廃止の効果を定めたものであります。廃止の効果は更生計画に遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさないことにいたしました。法律関係の混乱を避けることにいたしております。第二百八十八條、更生手続開始の決定はこれは利害関係人に周知せしめる

ため公告をするが、更生手続廃止の決定も又これを公告する必要があるものと定めます。本条はその旨を明らかにしたものであります。第二百八十九條、本条は更生計画認可の決定に対する抗告の規定を、更生手続廃止の決定に対する抗告及び抗告裁判所の決定に対する特別抗告に準用したものであります。第二項は監督行政庁等への通知について定めたものであります。第二百九十條、本条は更生手続廃止の決定が確定したときの公益債権の弁済につき定めたものであります。第二百九十一條、更生計画認可前に更生手続廃止の決定が確定した場合の更生債権者等表の記載の効力について定めたものであります。更生手続において確定した、而も会社に異議のなかつた更生債権又は更生担保権者等表の記載は、会社に対する関係で確定判決と同一の効力を認め、又これを債務名義として会社に対し強制執行ができることにいたしましたものであります。第二百九十二條、本条は更生計画認可後に更生手続廃止の決定が確定した場合の更生債権者等表の記載の効力を定めたものであります。この記載はすでに計画認可決定の確定により会社等に対し確定判決と同一の効力を有していますが、更に手続廃止決定確定後における更生債権者等表に基き強制執行を認めようとするものであります。

次に第十章に移ります。本章は調査委員、管財人、審査人、整理委員、法律顧問及び管財人代理に対する報酬、更生債権者、更生担保権者、株主、代理委員及び代理人に対する報償金等について規定しております。先づ第二百九十三條、本条は管財人等

が費用の前払及び裁判所の定める報酬を受ける権利があること、及びその報酬の額が適当なものでなければならぬことを定めたものであります。第二百九十四條、本条は管財人が信頼関係に基く地位にありながら、これに背くような会社の株式売買等の行為をする場合には、裁判所の許可がある場合を除き、これに対し費用及び報酬を支払う必要がないことにいたしましたものであります。第二百九十五條、本条は代理委員等が更生の成立に特別に貢献したときは、その者に費用を償還し、又は報償金を与えることができることを定めるものであります。更生手続に対する協力を奨励することにしたものであります。第二百九十六條、本条は前条に定めるものが、更生に貢献したことが、会社の株式を売買して利益を得た事実があるときは、裁判所はこれに対し報償金を支払ふことを許可せず、又は報償金等の金額の決定につきその事実を考慮すべきことを定めたものであります。第二百九十七條、本条は管財人等の報酬、代理委員等の報償金に関する裁判に対しては即時抗告ができることにいたしましたものであります。

次に第十一章に移ります。本章は更生手続に関する罰則を定めたものであります。第二百九十八條、本条は詐欺更生罪につき規定されております。会社の取締役等が、悪意を以て会社財産の減少又は負債の増加を図り、その他会社財産の状況を不明確にすることを防止する趣旨で、詐欺破産の罪の例に倣つたものであります。なお刑法の詐欺罪等に該当する場合は本条の規定は適用しないことにしました。第二百九十九條、

本条の罪の主体は詐欺更生の罪の主体とは異なりますが、犯罪の態様が類似している場合前条同様の刑を科することにしたのであります。第三者の詐欺破産罪の例に倣つたものであります。本条も刑法の規定の適用がある場合には適用されません。第三百條、本条は調査委員、管財人、更生債権者、代理委員等の取組罪につき規定しております。更生手続の公正を維持するためのものであります。第二項は管財人が法人である場合の特則を定めております。第三百一條、本条は前条に掲げるものに対する贈賄罪について規定しております。趣旨は全く前条と同様であります。次に第三百二條、本条は会社の取締役等が法律上の義務に反して報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときはこれを処罰することにしたものであります。最後に第三百三條、本条は会社の取締役等がこのに掲げる義務違反行為をしたものは過料に処することを定めたものであります。

以上を以て概略の説明を終わります。○委員長(伊藤修吉) 以上によつて政府委員の逐条説明を終りました。これより質疑に入ります。○山田佐一君 欠席をしております。愚なことを質問するようであり、本条の会社更生法というものは、以前の旧勅定であることに限るものか、現在の会社でもいわれる今まで窮境に陥つたものは破産法が守られてこの法律で以て行けるという趣旨でありますか。趣旨を一応聞かして頂きたいと思ひます。○説明員(野本新一君) 只今議題にな

つておりますこの会社更生法案は前の企業再建整備法と異なりまして、旧勘定だけを整備するというよりも、むしろ現在ある会社を生きたままこれに手術を施して更生して行くという考え方でありまして、新勘定、旧勘定というように勘定を分離するというような方法は、あれと同一の方法は用いておりません。

○山田佐一君 そうしますと、株式会社現在において行詰つたときに、以前のように破産法によらずして、会社更生法によつて更生の見込みのあるものとして、十分の一の債権者が届出ればいい、こういう趣旨でありますか。

○説明員(野木新一君) 御趣旨のようでありまして、即ちこの法案は、放つて置けば会社の事業はうまく行かないために、或いは破産になつてしまふというやうな場合に、破産になつてしまふと、折角の企業が解体されて、ばらばらになつて分配されてしまふというのが破産であります。これが社会経済上、成るべく既存の企業はそのまま解体させないで生かして行くという精神に則りまして、そういうやうな危殆に瀕した会社に、この手続によつて大手術を施して、その企業を更生して行くというものが、この法案の主眼でありまして、従つて第三十条に規定いたしてありますように、債権者の側から見れば、資本の十分の一に当る金額若しくは百万円以上の債権を有する債権者が申立てた場合には、この第三十八条に該当するやうな理由がない限りは、更生手続が開始される、そういうやうな仕組になつております。

○山田佐一君 承わると、非常に窮境に陥る会社に非常な恩典があつて、誠にいい法案のやうにも思いますが、一方考えて見ると、債権債務というものは誠にルーズになつてしまふ、会社は放漫に計画しておいて、一朝不況に陥つたときに、直ちに会社更生法によつてやつて行く。つまり今までの破産の決定を受けず、会社更生で又継続して行く。更生法を設けて、十数年なり何なりの案を立てれば、会社自体と、或いは株主の十分の一又は債権者の一割の人の同意を得れば、裁判の確定を得ずして行けるというやうにとれますが、何か世道人心の上においてそういうふうのことはお考えになつておりますか、どうか。

○説明員(野木新一君) この法案が只今御質問のやうな形になりますと、誠に面白くない法案ということになります。この法案の趣旨はそういうことではございません。のみならず実際の建て方もそうなつてはおられないわけでありまして。即ちこの法案自体は会社更生法となつておりますが、更に厳密に申しますれば、むしろ会社更生法と言つたほうが一層適切かも知れませんが、簡単にする意味で会社更生法といたしたわけでありまして。これは只今お話にあつたやうな放漫な事業の経営をしていた理事者を救おうという法案ではありませんで、客観的な事業自体を何とか救つて生かしてやろうというのであります。従いましてこの手続におきまして一番発言力を有するのは、その会社に対して株券を持つてゐる者が一番発言力を有し、次に債権を持つてゐる者が発言力を有し、それから株主は破産の原因がまだないというやうな場合には、結局清算すれば多少残余財産の分配をあずかり得るわけでありまして、そういう限度では實際

の発言力、発言力と申しますか、案を作つたときにその決定権は、そういう限度で持つことになりまして、若し大口の担保権者とか、それから会社に金を貸していた債権者、そういうものが結局首を振つて案に賛成しなければ、この会社更生というのはいけませんので、従つて若し理事者が非常に放漫な経営をいたしました結果、会社が危殆に瀕したやうな場合には、恐らく債権者等はやはり自分の債権の保全を一方考えつつ、そういう場合にその事業を解体してしまつたほうが得か、或いは事業を維持しつつ、多少時間がかかつても債権をより確実に回収したほうが得か、そこを勘案しつついろいろの案を立てることになるものと存じます。そういうやうな場合には、昔の理事者はもうその会社なり、或いは新しい会社を作る場合には追い出されてしまつて、新しい理事者になるという事態も生じ得るわけでありまして、この法案の狙ひをいたしましたところは、放漫な経営をしていた理事者を救つてやるということではありませんで、事業自体を社会経済上の必要に基いて、担保権者、債権者等の利害を調整しつつ維持更生できるやうな途を開いてやろうというのが、この案の根本の趣旨でございます。

○山田佐一君 大分よくはつきりして来ましたが、一つの例をとりますといふと、今日の経済状態において、元の復金が一千億からの債権がある、これに對して債権者は、相当の会社で相当の人がおるけれども、弁済するといふと、会社が成り立たない。いわゆる会社自体の更生法を設けて、復金の債務というものはこれに準じて片付けると

いう御趣旨の下にできておりますかどうか、その辺をちよつと聞かして頂きたい、余り具体的に入り過ぎるかも知れませんが……。

○説明員(野木新一君) 今復金の金額等、具体的場合は暫らくおきまして、或る事業会社が或る銀行から金を借りておる、その他にも借金があるという場合におきまして、その会社が事業会社で工場を持つておる、その借金を返すためには、その工場を手放さなければ返せないというやうな場合でありまして、その重要な工場を手放すともう会社の事業は解体し、企業組織は離散してしまふというやうな場合であります。この第三十条の規定によりまして、「事業の継続に善しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、会社は、裁判所に対し、更生手続開始の申立をすることができ。」という規定によりまして、会社側からもこの手続開始の申立をすることができるようになります。併しながら先ほど申し上げましたやうに、この手続におきましては、債権者の発言力というものは株主の発言力よりも大きいわけでありまして、従つて債権者の発言力は理事者の発言力よりも大きいことは当然でありますので、實際会社は更生手続を図つて行くという上におきましては、有力な債権者とは十分連絡しつつ了承をとつて行かなければ、結局この手続は成功しない。そういう意味におきまして債権者の権利というものは法律的には株主乃至理事者の権利よりも、一層この手続におきまして法律的には尊重されておるといふ形になつておりますので、まあ債権を無視する、借金を

棒引きするとかいうやうな批難は法律的には出て来ないと思つておる次第であります。

○山田佐一君 ちよつと速記をとめて……。

○委員長(伊藤修君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。百十三条に関連してお尋ねします。期限附利息債権の額の算定はどうか、期に附するのですか。

○説明員(位野木益雄君) 期限附の利息附債権ですか。

○委員長(伊藤修君) そうです。

○説明員(位野木益雄君) 期限附の利息附債権につきましては、更生手続開始當時すでに期限の到来しているものにつきましては、この開始當時の元金と、その当時までの利息、これを合計したものであります。それから期限の到来していないものは、これは元金だけということになります。

○委員長(伊藤修君) 開始決定のときを標準にして、それ以後のやつは認めないわけですね。

○説明員(位野木益雄君) さやうでございます。但し更生手続開始後の利息、これにつきましては百二十一条第一項第一号によりまして、劣後的な順位によりまして更生債権とすることができるとなつております。

○委員長(伊藤修君) 百三十条でしたかね、株式のこの届出について名義の変更を認めないというのですが、實際の経済界の実情から言つて、名義の変更を認めないというのは非常に不自由じゃないですか。

○説明員(位野木益雄君) この手続におきまして株式の届出の効力は、単に

手続における議決権の行使等にとどま
りまして、株式に対する権利の分け前
には関係がないわけであり、それ
で債権の譲渡の場合よりも譲渡の重要
性とし、それが第一点であり
ますので、更に今度は、株式は譲渡が
債権に比して非常に頻繁である。
それで一々譲渡を届出して更に裁判所
における手続をとるという事になり
ますと却つて煩わしく、権利者にとつ
ても煩わしい。又裁判所にとつても非
常に手数のかかることじやないかとい
うこと、それから届出をした株式と届
出期間内に届出をされなかつた株式と
に分かちまして、届出をした分につい
て届出の変更を許すということになり
ますと、株式に二様のものができると
いうことで、株価その他において非常
な不当な影響を及ぼすのじやなかろう
かというふうなことも考えられたので
あります。それで実体には影響しな
いものもあるし、そういうふうなむし
ろる弊害も考えられましよう、むし
ろ株式の届出後の譲渡ということは認
めないで、裁判所が株主の変動が届出
期間経過後に達したかというふうな
認められた場合には、もう一度届出を
させ直すということによつてその間の
調整を図るという建前にいたしたので
あります。

○委員長(伊藤修君) それから本法の
株式に対する建て方ですが、こういう
動向の場合でいろいろの制約をする
という考え方はせずに、むしろ開始
決定のときに株式名義の書換の停止を
同時に報告する。抜本的に解決したほ
うがいいのじやないですか。若しこ
ういうような株式が市場の建株であると
いうような場合においては、時々刻々
その株式は移動して、非常に不測の災
害をこうむるということはありません
と思ひます。これは必ずしも株式を扱う
人が、更生会社になつた、更生手続が
開始されたという事は知り得るもの
じやないですから、その場合において
は或いは迷惑する人がたくさんできる
のじやないかと思ひます。いま一つ
は、そういうふうにしてやはり株主台
帳といふものを基準にして、株主集會
といふものを、株主の集會がすべて
それによつて行われる、届出なくとも
いいことになる、そこへ通知してやれ
ばいいということになり、非常に便宜
であり、且つ正確であり、不測に第三
者の権利に影響を及ぼすということ
はあり得ないのじやないか、そういう考
え方はどうですか。

○説明員(位野木益雄君) 更生手続開
始当時の状態で株式名義の変更を以後
は許さないという建前をとることに
いたしますことは、この手続を進める上
におきまして非常に便利でございます。
併しながら決議がなされるのは手
続開始後やはり相当の期間が要するわ
けであります。そういうしますと、その
後の株式の変換といふ事実が考えられ
ます以上、実態と即しないような決議
がなされる、決議当時の現実の株主の
意思を反映しないような決議がなされ
るというふうな虞れがあるのではない
か。そこでそれではそれ以後、即ち更生
手続開始後全然譲渡を許さないことに
するといふと、これは又株式の
性質上非常な不当な結果を招来する
といふことになりまうので、種々勘案
いたしまして結果、このような、現在考
えておりますような建前が比較的無難じ
やなからうかという事で、このよう
にいたしました次第であります。

○委員長(伊藤修君) それは、今の御
説明の冒頭にあらうような場合は、開始
決定のときにいわゆる届出期日を目標
にしてそれからのは、例えば四か月
先の或る日を定めて届出をする日
を、その場合にその日を名義書換を停
止する日とすれば、これは実態と合致
することになるのです。本法の場合に
よつても株式の名義の変更を許さない
といつておつても、届出の上では、実
際の上において放任されておるから、
実際の株主と名義人とは相違されるこ
とは予見されることですが、むしろそ
のほうを整理しやすいのじやないでし
ようか。

○説明員(野木新一君) 只今御指摘の
点は重要な点でありまして、実際に当
りまして大いに議論されたところの
一つであります。お説のように、株主
名簿を用いなければいけませんとい
う考へ方、或いは一定の日を以て名義書
換禁止をしたらどうかという考へ方も
あつたわけでありまして、結局この
案のような考へ方を採用いたしました
のは、一つは債権との比較との関係も
あるわけでありまして、更生債権につ
きましては、届出を要求しておるわけ
であります。これは一面会社にとつて、
或いは債権者にとつて、又は裁判所に
とつて会社の債権者が誰であるかとい
うことは、株式はどいつきりしないわ
けでありますので、どうしても届出とい
うことは必要になるわけでありま
すが、而も株式、債権につきましては
のちに申しますように、届出をしない
と失権の効果を附与して債権債務の更
生後の会社における明確を期して
わけでありまして、株式につきまして
は若し株主名簿の記載によつて見ます
と、株式は債権と比較いたしますと、
どちらかと言へば債権の次に立つ関係
になりまうので、それがすべての場
合に発言力を持つてゐるというこ
と、それからいふ一つ実際の理由
といたしましては、この更生手続が問
題となるような或る種の会社におき
ましては、現在の株主の住所など多少
はつきりしない場合もあるのではない
か。又株主のうちには非常に不熱心で
ありまして、株主總會のようなものを
招集いたしても出て来ない者が多
く、実際の更生手続を進める上にお
きまして非常に支障を来たすこともあ
りはしないか、むしろ債権者と同じよ
うに考へて、真に会社、利害関係を感
じる熱心な者を参加して計画案の審
議立案に当らせたいと、会社更生計
画を成立せしめる上によいのではない
か、而もこれに債権の効果を認めない
わけでありまして、実体的にはこの
ようなことをとることによつて実質的
な無届の株主に実質的な利益を与え
ることにはならない、そういうような
ことを一応考へたわけでありまして、
それを名義書換禁止をするには、更生手
続のために全部一般的に名義書換が禁
止されてしまふわけでありまして、而
もそれは株主名簿を利用するとかい
う場合と結び付いておるわけであり
まして、本案のような届出主義をと
ると、それは採用できなくなるわけ
であります。なお届出主義をとつた場合
におきまして、お説のように株式は変
換するわけでありまして、而も更生手
続が相当の期間を有するものであり

るから、一番大事な更生計画案の審議
決定の場合におきまして、届出た株主
と実質的な株主との間に非常に開き
来ては面白くないもので、百三十
一条という追加届出の制度によつて
その間の調整を図つたわけでありま
して、この考へ方は株主に実質的な不
利益を与えないで、会社の更生手続が
手続面において円滑に行くようにとい
うような配慮からいろいろ勘案してこ
うな建前をつたつたわけでありま
す。

○委員長(伊藤修君) この点について
は又あとでお尋ねしたいと思ひま
すが、大體のお考へ方は、株主は不熱
心なものだといふ考へ方が第一に立つ
ていらつしやるのです。むしろ株主
をして会社を更生せしめるように働
かせるという考へ方は、一般債権
者、若しくは担保債権者より以上にし
ようといふ考へ方は、それは事業経営
上の投資家であるから同等に扱ふこ
とができる、これは当然ですが、むしろ
株主に会社更生に全力を尽させるよう
な方向に組立てたほうがいいのじや
ないかと考へますが、これは後にもつ
とお聞きしたいと思ひます。

次に第六十條ですね。この一定の
更生債権者と、それから株主を更生計
画から除外するところのじやないでし
ようか。

○説明員(位野木益雄君) そういう
ふうな印象が或いは生ずるかという
ふうにも考へられますが、一面この会社
が更生手続を開始する必要があるよう
な状態にある場合におきましては、す
べての権利者がこれは十分な満足を得
るといふことは勿論できないわけであり

ます。お互いに協力して相談つて更生を図るといふようなことになるわけであり、その場合にやはりおのずから権利の種類によりまして、それぞの地位に適した保護が考えられなければならないわけであり、例えば会社の財産が大部分抵当に入つた、あの財産としては極く僅少なもののしかない、通常の債権、即ち担保の附いていない債権はその数倍もあるというふうな場合、この案を立てようというふうになりますと、これはやはり担保権者の権利をこれを第一に保護しなければならぬ。それから債権者の権利のほども保護しなければならぬ。で、この債権者にはこれは数倍のその額を担つておるわけであり、満足な弁済ができないことは当然であります。そういうような場合におきまして、株主に對しても必ず何らかの分け前を手えなければならぬというふうな建前になりますと、これは債権者といえども、自分が債権額の数分の一の弁済しか受入れられないというふうな場合に、株主にも分け前を認めるかどうか、認めなければいけないというふうなことはちよつと承諾しにくい、それは少し虫がよ過ぎるのではないかと、そういうな感じを債権者が必ず起す、勿論そういう場合に株主にも入つてもらわなければ更生ができないということ、債権者が大いに譲歩して、何らか株主に分け前を与えるというふうな案のできる場合はこれは別であります、常に必ず株主にも何らかの分け前を与えなければならぬというのであります、計画案の作成が不能になる、従いまして、会社の更生計画は成り立たないというふうなことになるま

して、それほど株主の権利を拘束しては、株主はやはり債権者よりは権利の保護が薄くても仕方がないということ、これは止むを得ないものじやないかと、そういうふうなことを考へます。
○委員長(伊藤修君) 今の御説明のよう、いわゆる分け前分け前と、分け前のときはかりを考へるからそうですが、ここには更生計画とあるのですから、更生計画とは分け前の場合ばかりではないのですから、そうでしょう、更生して行くというふうな計画が立てられるのですから、それから除外外というものは、株主の協力を得なくちゃならぬということがあるのですから、むしろ或いは株主に更に負担をかけるという計画も立つかも知れませんから、そういう場合でも、そういうことをしようという場合でも、この百六十条の前後のごとき状態にあれば除外できるというものは、ちよつとおかしいじやないでしようか。あなたのようには分配ということのみに限るなら、そういう場合だけは除外すると、こうお書きになればいいでしよう。広くこ

ういうのをお書きになるとどつちでもできることになつてしまふ。
○説明員(位野木益雄君) この更生計画から除外すると言葉はやや明瞭を欠く嫌いがあると思ひますが、更生計画において必ずその権利に對する分け前を与えるような必要はない、このうことの趣旨に考へるわけであり、す。ただこの第三者に対してその新株を發行するといふふうな場合に、その一般条件に従つて株主にも応募しても

要もなからうと考へますので、この更生債権者の債務は期限附の場合も相殺をさせて差支えないと考へた次第であります。
○委員長(伊藤修君) そうすると、期限附の場合が相殺適状ですね、適格を持つておるといふ考へ方ですか、それとも当事者に期限附のものを放棄させるといふ意味ですか、本質的問題として……
○説明員(位野木益雄君) 後者のほうです。この期限附の場合に相殺適状にあるといふふうなことは勿論申せませんが、でありますから、そういうふうな場合に更生債権者が期限の利益を放棄してやろうといふことでもあります、これは認めても差支えないじやないかという考へ方でもあります。
○委員長(伊藤修君) そうすると、当事者の意思表示を待つて初めてなされるということになるのですか。
○説明員(位野木益雄君) さようでございます。
○委員長(伊藤修君) 当然ではないのですか。
○説明員(位野木益雄君) はあ。
○委員長(伊藤修君) それでは本日は土曜日でありまして、関係のかたの都合もありますから、この程度で散会いたします。明後日は午前十時から続行いたします。
午前十一時五十七分散会
出席者は左の通り。
委員長 伊藤 修君
委員 齋 武雄君
山田 佐一君
岡部 常君
一松 定吉君

事務局側
常任委員 長谷川 宏君
常任委員 西村 高見君
常任委員 見第四局長 野木 新一君
法務府法制意見 位野木益雄君
第四局参事官